

告示

埼玉県告示第八百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年八月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金	東京都渋谷区渋谷二丁目二十四番十号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金	東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役 相浦 一成 茨城県水戸市南町三丁目四番十二号 株式会社めぶきカード 代表取締役 木村 浩幸	令和五年四月一日から令和五年九月三十日まで
	東京都港区海岸一丁目七番一号 SBペイメントサービス株式会社 代表取締役社長 榛葉 淳 東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役社長 中山 一郎	

二 指定をした日

令和五年四月一日